

秋田市タブレット端末利用規約

秋田市遠隔手話通訳サービス（以下「サービス」という。）を利用するため、秋田市が所有するタブレット端末（付属品を含む。以下同じ。）の貸付けを受けようとする者（以下「借受人」という。）は、下記に同意したものとします。

1 貸付けの対象者

- (1) 本市に居住する聴覚障がい者等
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

2 貸付期間

サービスを利用するために必要となる期間とし、サービスの利用終了後は速やかに障がい福祉課に持参の上、返却してください。

※原則として一定期間の継続的な貸付けはできません。

3 貸付料

無料とします。

4 申請

借受人は、事前にタブレット端末貸付許可申請書（様式第1号）を提出してください。

5 受領書

タブレット端末貸付許可書（様式第2号）により、タブレット端末の貸付けが許可され、タブレット端末の貸付けを受けるときは、タブレット端末受領書（様式第3号）を提出してください。

6 貸付けの条件

タブレット端末は、秋田市遠隔手話通訳サービス利用規約に同意した上で、秋田市意思疎通支援事業実施要綱に基づき、手話通訳者の派遣が決定される場合に、貸付けを受けることができます。

7 タブレット端末の管理

借受人は、次に掲げる事項を遵守し、タブレット端末の紛失、汚損および破損をすることがないように、細心の注意をもって管理してください。

(1) 禁止行為

- ア サービスの利用の用途以外の使用
- イ USBメモリ等の外部装置・周辺機器の接続および使用
- ウ 第三者への転貸
- エ 公共のネットワーク（Free Wi-Fi等）への接続

(2) 借受人の故意又は過失によりタブレット端末に損害を与えた場合は、現状復旧又は弁償をする必要があります。

(3) タブレット端末の利用において不具合が生じた場合は、速やかに障がい福祉課に報告してください。

(4) この利用規約に違反した場合は、貸付けの許可を取り消し、タブレット端末を返却させるほか、原則として以後のタブレット端末の貸付けを許可しません。

8 タブレット端末の使用中の事故

借受人がタブレット端末を使用した場合において、借受人又は第三者が被害を受けた場合の損害については、秋田市は一切の責任を負いません。